

大分市自立支援教育訓練給付金事業

市内居住の母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつく資格を取得するにあたり給付金を支給するものです。

1. 対象となる方

市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父であり、かつ次の①から③のすべての要件に該当する方

- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定又はその他の自立に向けた支援を受けていること。
- ② 当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- ③ 過去において自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金、その他の類似制度による給付金を受けた者でないこと。
- ④ 受講開始時点で子が20歳未満であること。

2. 対象講座

雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による以下の講座

- ① 一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ② 特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
- ③ 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）

※具体的な講座は

「教育訓練給付制度 厚生労働大臣指定教育訓練講座 検索システム」

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/> で調べることが可能です



3. 対象経費・支給額

① 教育訓練経費

教育訓練施設に対して支払われた入学金又は登録料、受講料及び上記経費の消費税



② 支給額

受講講座	支給額
一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座	(1)教育訓練経費の 6割 上限額：20万円※1万2千円を超えない場合は、支給しない
特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座	(2)教育訓練経費の 6割 上限額：20万円※1万2千円を超えない場合は、支給しない
専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座	(3)教育訓練経費の 6割 上限額：修学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、160万円※1万2千円を超えない場合は、支給しない (准看→正看の養成機関に進学した場合は上限200万円)
専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座	(4)教育訓練経費の 8割5分 ※¹条件有 上限額：修学年数に60万円を乗じて得た額を超えるときは、240万円※1万2千円を超えない場合は、支給しない (准看→正看の養成機関に進学した場合は上限300万円)

※¹対象講座修了日から1年以内に資格を取得及び就職等をした場合に(3)に追加支給。

※受講開始日において、一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金または専門実践教育訓練給付金の受給資格がある場合は、その差額について支給します。

4. 事前相談

受講開始前に、事前相談が必要です。

子育て支援課窓口で、当該教育訓練が該当となるか・生活状況・資格取得状況等について事前相談が必要です。※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。

5. 対象講座指定申請

受講開始前に教育訓練講座の指定を受けます。

※分割支給をご希望の場合は申請時にお伝えください。(該当者のみ)

対象講座指定申請に必要なもの

	必要書類	備考
①	自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書	(様式第1号)
②	申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本	1カ月以内に交付されたものに限る
③	世帯全員の住民票の写し	⑦の書類の提出のある方は省略可
④	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
⑤	教育訓練給付金支給要件回答書	ハローワークで発行されたもの
⑥	対象講座の詳細や入学金・受講料が書かれたパンフレット	
⑦	マイナンバーカード（申請者分）	無い場合は、個人番号通知カードと併せて本人確認のできる書類（申請者分）

※対象講座の指定が決定した場合には、「対象講座指定通知書」、対象講座に該当しない場合は「対象講座指定申請却下通知書」にて通知します。

6. 給付金の申請（対象講座の指定を受けた方）

修了日から30日以内に申請しなければ、給付金の受給資格がなくなりますのでご注意ください。

※特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は
支給額が確定した日から起算して30日以内に提出してください。

修了日・・・各教育施設の長が証明した「教育訓練修了証書」に記載されている証明日

給付金の申請に必要なもの

	必 要 書 類	備 考
①	自立支援教育訓練給付金支給申請書	（様式第4号）
②	自立支援教育訓練給付金請求書	
③	申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本	受講修了日の1カ月以内に交付されたものに 限る※申請者と児童の戸籍が別々の場合は それぞれ一通ずつ
④	世帯全員の住民票の写し	⑩の書類の提出のある方は省略可
⑤	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
⑥	指定通知書	大分市が送付したもの
⑦	教育訓練修了証書（写し）	各養成機関の長が発行したもの
⑧	教育訓練経費についての領収書（写し）	各養成機関の長が発行したもの
⑨	教育訓練給付金支給・不支給決定通知書	教育訓練給付金が支給されている方のみ、その額がわかるもの 大分公共職業安定所が交付したもの
⑩	マイナンバーカード（申請者分）	無い場合は、個人番号通知カードと併せて 本人確認のできる書類（申請者分）
⑪	通帳	

※教育訓練費を分割納付される場合には、交付申請時までに必ず納付を完了し「教育訓練経費についての領収書」を受け取ってください。

6-1 分割支給

※指定通知書の支給方法欄に記載のある方のみ

専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座の受講期間が長期に及ぶ場合は
6カ月単位の給付金の申請が可能です。

※受講途中からの支給方法の変更はできません。指定申請時にお伝えください。

※ハローワークの専門実践教育訓練給付金の受給資格がある方を除きます。

給付金の分割支給申請に必要なもの

	必 要 書 類	備 考
①	自立支援教育訓練給付金支給申請書	（様式第4号）
②	自立支援教育訓練給付金請求書	
③	申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本	受講修了日の1カ月以内に交付されたものに 限る※申請者と児童の戸籍が別々の場合は それぞれ一通ずつ
④	世帯全員の住民票の写し	⑨の書類の提出のある方は省略可
⑤	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
⑥	指定通知書	大分市が送付したもの
⑦	6カ月単位の受講証明書の写し	各養成機関が発行できるのか事前に確認が必要
⑧	教育訓練経費についての領収書（写し）	各養成機関の長が発行したもの
⑨	マイナンバーカード（申請者分）	無い場合は、個人番号通知カードと併せて 本人確認のできる書類（申請者分）
⑩	通帳	

※教育訓練費を分割納付される場合には、交付申請時までに必ず納付を完了し「教育訓練経費についての領収書」を受け取ってください。

6－2 追加支給

専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座の受講後、対象講座を修了した日から1年以内に資格を取得及び就職等をした場合に追加支給を行います。

※専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる方は専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して30日以内に提出してください。

専門実践教育訓練給付金の受給資格がある場合は、その差額を支給します。

給付金の追加支給申請に必要なもの

	必 要 書 類	備 考
①	自立支援教育訓練給付金支給申請書 (追加支給用)	(様式第6号)
②	自立支援教育訓練給付金請求書	
③	申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本	受講修了日の1カ月以内に交付されたものに限る※申請者と児童の戸籍が別々の場合はそれぞれ一通ずつ
④	世帯全員の住民票の写し	⑩の書類の提出のある方は省略可
⑤	母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類	※母子・父子自立支援プログラムの策定等をしていない場合は、受講開始前の事前相談を受けることで代替できます。
⑥	教育訓練修了証書(写し)	各養成機関の長が証明したもの
⑦	教育訓練経費についての領収書(写し)	各養成機関の長が発行したもの
⑧	教育訓練給付金支給・不支給決定通知書	教育訓練給付金が支給されている方のみ、その額がわかるもの 大分公共職業安定所が交付したもの
⑨	資格の取得したことを証明する書類	
⑩	マイナンバーカード(申請者分)	無い場合は、個人番号通知カードと併せて本人確認のできる書類(申請者分)
⑪	通帳	

7. 受給できない場合 次のような変化があった場合は事由発生後14日以内にご連絡ください。

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった時(結婚した等)
- ・ 大分市から転出したとき
- ・ 修業を取りやめた等の支給要件に該当しなくなったとき
- ・ 世帯の状況に異動があったときも受給できないときがあります

また、偽りその他不正な手段により給付金を受けた場合は、その全額を返還していただきます。

《お問い合わせ先》 〒870-8504 大分市荷揚町2番31号
大分市子育て支援課 管理・自立支援担当班
TEL 097-537-5619 (直通)